

【学生・保護者の皆様へ】

第2次募集

国による「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』制度について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入の大幅な減少などにより、修学の継続が困難になっている学生等を支援するため、国による「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』制度が創設されました。文部科学省より周知依頼がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

対象者

在学中で、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たす方。

支給金額

住民税非課税世帯の学生 20万円

上記以外の学生 10万円

支給対象者の要件（基準）

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなど以下の要件を満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて大学において判断します。

【1】. 以下の①～⑥を満たす者

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※1）
- ② 原則として自宅外で生活をしている（※2）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす（※5）
 1. 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 2. 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあたっては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 3. 新制度に申し込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 4. 新制度の対象外にあって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 5. 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

⑦ 留学生等（日本語教育機関の生徒を含む）については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。（「外国人留学生学修奨励費」等と同様。）

1. 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること
2. 1か月の出席率が8割以上であること
3. 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学料・授業料等は含まない。）
4. 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

【2】. 上記【1】を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

(※1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上(授業料を含む)を目安とします。

(※2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。

(※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

(※5) 第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。

詳しくは、下記の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)をご確認ください。

申込

申し込まれる方は、必ず城東学舎学生部もしくは鶴見学舎の事務室に来ていただくか、お電話ください。その際、学生本人が申し込みをしてください。

電話番号：城東06-6939-4391 鶴見06-6180-1041

お電話の際は、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)を熟読した上でご連絡よろしくお願ひします。

※必要書類は城東学舎学生部と鶴見学舎の事務室窓口にてお渡しします。まず、お電話ください。

今後の予定

締め切り：7月22日(水)とします。

締め切り日までに必要書類(様式1、様式2、理由書、証明書等)を学校に提出していただきますので、よろしくお願ひします。

※奨学金を利用している方は奨学生証のコピーを提出してください。

※非課税世帯の方は非課税証明書が必要になります。【但し、給付型奨学金の第一区分の方は証明書不要】

連絡先

大阪信愛学院短期大学

電話番号 城東学舎 学生部 06-6939-4391

鶴見学舎 事務室 06-6180-1041